令和７年（フ）第２０８号
神戸市西区美賀多台１丁目５番地の１　202号
破産者　堀川　　峻
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和６年（フ）第６０号
東京都世田谷区等々力４丁目４番２号　エストゥディオＮ303、前住所福島県相馬市中村字川沼188番地の２　コーポ川沼201
破産者　幕田真璃子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第３２８３号
横浜市神奈川区神大寺２丁目９番12―106号
破産者　佐藤　哲成
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３３９６号
横浜市都筑区勝田南１丁目12番３号
破産者　浅見　宏枝
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６１８号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目８番12―401号
破産者　宮崎　　樹
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第５号
長野県上伊那郡飯島町七久保1554番地65　グリーンマークⅡ―203、開始決定上の住所長野県上伊那郡飯島町七久保1014番地１　ニッセイ飯島寮Ｂ―206
破産者　加賀　　元
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

令和６年（フ）第１３４号
静岡県浜松市中央区早出町1200番地の18
破産者　鈴木　秀子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和６年（フ）第２６号
佐賀県杵島郡江北町大字山口5408番地４
破産者　黒岩　信博
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和７年（フ）第１１４号
佐賀県伊万里市大坪町乙165番地54
破産者　中島羊一郎
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和７年（フ）第１２５７号
京都市北区紫竹西高縄町115番地
破産者　渡邉　秀樹
1　破産債権の届出期間　令和８年10月１日まで
2　一般調査期日　令和８年11月18日午前10時15分
令和８年８月18日
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第６６６３号
大阪府箕面市船場東３丁目８番１―1801号
破産者　柳瀬　優衣（旧姓小野）
1　破産債権の届出期間　令和８年10月５日まで
2　一般調査期日　令和８年11月30日午後１時50分
令和８年８月18日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６号
愛知県岡崎市岡町字東野々宮20番地２　ベルドミール岡　Ａ―203
破産者　大場　健詞
1　破産債権の届出期間　令和８年10月６日まで
2　一般調査期日　令和８年11月17日午後１時15分
令和８年８月18日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期間

令和７年（フ）第１８１号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井葛根迫6194番地の１
破産者　延陵観光有限会社
1　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
2　一般調査期間　令和８年10月26日から令和８年11月２日まで
令和８年８月19日　宮崎地方裁判所延岡支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第１３２７号
大阪市城東区今福南４丁目11番２―807号
破産者　才勝　　務
異議申述期間　令和８年10月13日まで
令和８年８月18日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１３３号
大阪府豊中市刀根山４丁目３番23―102号
破産者　山本洋一こと　金　　洋一
異議申述期間　令和８年10月13日まで
令和８年８月18日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１７９号
大阪市西成区鶴見橋３丁目４番22号
破産者　有限会社アートパネルヨシダ
異議申述期間　令和８年10月13日まで
令和８年８月18日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１８０号
大阪市西成区玉出中１丁目１番10号　シャトー玉出　805
破産者　吉田　輝男
異議申述期間　令和８年10月13日まで
令和８年８月18日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４７２号
大阪市港区波除２丁目４番13―801号
破産者　槻木　茂巳
異議申述期間　令和８年10月14日まで
令和８年８月19日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第２７０８号
大阪府箕面市粟生新家２丁目12番11号
破産者　柳瀬　俊二
免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
令和８年８月18日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２７号
さいたま市南区神明１丁目１番４号
清算株式会社　株式会社エコ・テクノ・ジャパン
代表清算人　山口　壽夫
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所第３民事部